

【 第24期東京都自然環境保全審議会委員名簿 】

令和元年7月1日現在
(敬称略)

	氏 名	
委 員	荒 井 步	東京農業大学准教授
	井 本 郁 子	慶應義塾大学SFC研究所上席所員
	木 川 田 喜 一	上智大学教授
	窪 田 ひろみ	(一財)電力中央研究所上席研究員
	佐 伯 いく代	筑波大学准教授
	佐 藤 浩 二	立川商工会議所会頭
	下 村 彰 男	東京大学大学院教授
	鈴 木 雅 和	筑波大学名誉教授
	高 橋 恒 彦	東京都獣医師会特任野生動物担当
	田 島 夏 与	立教大学教授
	田 中 正	筑波大学名誉教授
	葉 山 政 治	(公財)日本野鳥の会自然保護室室長
	益 子 保	(公財)中央温泉研究所元所長
	安 川 香 澄	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構特命審議役
	山 崎 靖 代	東京都森林組合理事
	山 崎 晃 司	東京農業大学教授
	お じ ま 紘 平	東京都議会議員
	森 村 隆 行	東京都議会議員
	古 城 ま さ お	東京都議会議員
	伊 藤 しょうこう	東京都議会議員
	河 野 ゆ り え	東京都議会議員
	保 坂 展 人	世田谷区長
	藤 野 勝	武蔵村山市長
	河 村 文 夫	奥多摩町長
	枝 光 弘 味	都民委員
	尾 中 信 夫	都民委員
	辻 誠 治	都民委員
	山 岸 信 雄	都民委員
臨 時 委 員	相 原 宏 次	(一社)東京都農業会議事務局次長
	石 井 信 夫	東京女子大学教授
	石 田 眞	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長
	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学教授
	小 林 達 明	千葉大学大学院教授
	須 田 真 一	中央大学専任研究員
	竹 下 祐 二	岡山大学大学院教授
	布 山 裕 一	流通経済大学講師
	宮 下 牧 夫	(公社)東京都猟友会理事
	山 中 勤	筑波大学准教授

* 委員28名 * 臨時委員10名 ◎会長

東京における自然の保護と回復に関する条例（抜粋）

（平成 12 年東京都条例第 2 1 6 号）

改正 平成 14 年 3 月 29 日東京都条例第 6 3 号

平成 15 年 3 月 14 日東京都条例第 3 6 号

平成 16 年 10 月 14 日東京都条例第 141 号

平成 27 年 3 月 31 日東京都条例第 6 7 号

（東京都自然環境保全審議会）

第 12 条 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条第 1 項の規定に基づき、都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議するため、知事の附属機関として、東京都自然環境保全審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、自然の保護と回復に関する次に掲げる事項を調査審議する。

一 施策の方針に関すること。

二 第 17 条第 1 項の保全地域及び第 18 条第 1 項の保全計画に関すること。

三 第 39 条第 1 項の東京都希少野生動植物種及び第 43 条第 1 項の東京都希少野生動植物保護区並びに第四十四条の保護増殖事業に関すること。

四 第 47 条第 3 項(第 48 条第 3 項及び第 49 条第 3 項において準用する場合を含む。)の許可に関すること。

五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)及び温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)の規定によりその権限に属する事項に関すること。

六 東京都自然公園条例(平成 14 年東京都条例第 95 号)の規定によりその権限に属する事項及び自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 9 条第 2 項の国立公園に関する公園事業に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、重要事項に関すること。

3 審議会は、自然の保護と回復に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

4 審議会は、28 人以内の委員で組織する。

5 審議会の委員の任期は、2 年とする。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 審議会の委員及び臨時委員は、都民及び自然の保護と回復について学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

8 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

東京都自然環境保全審議会規則

昭和47年12月5日
規則第276号

改正 昭和55年12月1日規則第173号
平成12年3月31日規則第201号
平成13年3月29日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)第12条第9項の規定に基づき東京都自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第3条 審議会は、専門的事項に関する調査審議を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の調査又は審議の経過及び結果を会長に報告する。

(招集)

第4条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

(議事)

第5条 審議会又は部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(補欠の委員の任期)

第6条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年規則第173号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第201号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第47号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。